

V. 医務・防災活動

1. 企画総務班

【医務】

(1) 医療機関の認可等

病院、医科・歯科診療所の数は、震災前の92%にあたる209施設、病床数は震災前の77%にあたる1,838床にとどまっており、平成24年度との比較ではほぼ横ばいの状況となっている。病床数の減少については、休止中であった3病院（石巻市立病院、石巻市立雄勝病院及び恵愛病院）366床の廃止（平成25年10月）が大きく影響している。

＜医療法に基づく申請・届出件数＞ H26. 3. 31 現在

	平成25年度				平成24年度（参考）			
	病院	医科	歯科	計	病院	医科	歯科	計
休止届	0	2	0	2	0	7	15	24
廃止届	3	3	6	12	0	19	13	33
再開届	0	1	0	1	0	2	3	5
開設許可	1	0	2	3	0	10	2	12
開設届	0	0	6	6	0	15	10	25
変更許可	10	8	0	18	18	17	0	29
届出事項変更届	0	10	4	14	2	3	11	16
許可事項変更届	2	7	0	9	2	6	14	24
計	16	31	18	65	22	79	68	168

＜医療機関数と病床数＞ H26. 3. 31 現在

	病院	医科 診療所	歯科 診療所	計	病床数		
					病院	診療所	計
震災前 (H23. 3. 11時点) A	(0) 13	(0) 129	(0) 85	(0) 227	(-) 2,063	(-) 325	(-) 2,388
H26年 3月末 B	(0) 9	(0) 123	(0) 77	(0) 209	(0) 1,665	(-) 173	(0) 1,838
増減 B-A	(0) △4	(0) △6	(0) △8	(0) △8	(0) △398	(-) △152	(0) △550

(注) 表中の()内は休止中の医療機関数・病床数で外数

(2) 医療従事者の免許申請

平成25年度は、新規、書換え及び再交付を合わせて311件の申請があった。
なお、准看護師免許証再交付に係る手数料の免除措置は、平成26年度末まで延長された。

(3) 医療機関立入検査

平成25年度は27機関に定期の検査を実施したほか、調剤過誤のあった1機関に特別立入検査を実施し、科学的かつ適正な医療の提供が可能となるよう改善指導等を行った。

【原子力防災関係】

(1) 除染施設等の現況

震災に伴い発生した津波により被害を受けた一次除染施設内の備品類のほとんどは廃棄することとなったが、平成 23 年度末から平成 24 年度にかけて、県原子力安全対策課よりサーベイメーター、防護服、安定ヨウ素剤、投光機及び自家発電機が再配備されるなど、震災前の状態までは回復していないものの充足しつつある。

また、本年度は震災後初めての総合的な原子力防災訓練が行われ、当所も参加し、緊急時医療活動訓練（被ばく医療資機材搬送）として安定ヨウ素剤搬送の手順の確認を実施した。

なお、津波で全壊した女川オフサイトセンターの再建は進んでいないが、仙台に仮オフサイトセンターが設置されている。

(2) 今後の課題

当所の所在地は、女川原子力発電所から約 17 km の距離にあり、緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）の圏内に含まれる。従って、過酷事故が発生した場合、避難・退避が優先され、当所では原子力災害に十分に対応することができない状況にあることから、原子力防災用の施設及び資機材を利用した除染活動訓練の実施に向け、関係機関と具体的な対応について検討する必要がある。

UPZ: 国際基準等に従って、確率的影響（将来の発病や遺伝的影響等の可能性）を実行可能な限り回避するため、避難、屋内待避、安定ヨウ素剤の予防服用等を準備する区域

2. 当所が事務局を担う団体における活動

【日本赤十字社石巻地区】

当所が事務局を担う日本赤十字社として保管していた災害用備蓄品（テント、移動用炊飯器、毛布など）のほとんどが東日本大震災に伴い発生した津波により流失したものの、順次日本赤十字社より再配備され、ほぼ補完されている。また、震災当時、石巻合同庁舎内に 300 人余の住民が避難し、応急の避難所の機能を果たすこととなったことに加え、津波による海水が引かなかったために庁舎が 4 日間孤立したことなどの教訓を踏まえ、日本赤十字社からの支援（交付金）により保存食品を計画的に購入し備蓄することとし、今後も増やす予定である。

【石巻地区地域医療対策委員会】

～医療と福祉の連携推進事業について～

(1) 取組内容

当所が事務局を担う石巻地区地域医療対策委員会の部会として平成 23 年度から 2 か年にわたり設置された医療と福祉の連携推進検討専門委員会が、検討結果を提言書としてとりまとめし、平成 25 年 8 月に開催された理事会において報告された。

提言内容は、4 本の柱から構成されており、この提言に基づく役割を担う関係機関がそれぞれ取組を行っていくことを求めている。

当所としては、役割を担う関係機関と協同して地域での体制構築が求められている地域包括ケアを視野に入れ、所内プロジェクトチームの地域医療と福祉の連携チームの打合わせを開催し、チーム員の情報共有と意識づけを行った。また、地域の医療機関や福祉施設などで提供されているサービスなどの情報提供を図るため、ホームページ内に専用ページを開設したほか、仙南地域で先進的な多職種連携の取組を行っている仙南地区在宅ホスピスケア連絡会世話人を講師に迎え、地域で「活きる」と題した研修会（55 名参加）を開催し普及啓発を行った。

○石巻地域における医療と福祉の連携推進について（提言）

- ①在宅医療、在宅ケア関係機関等に関する情報の周知
- ②医療と福祉の連携に関する課題の抽出及び検討の場の設置
- ③顔の見える連携の場の提供・設置
- ④地域包括ケアシステムの構築

（２）今後の方向性・課題

石巻地区地域医療対策委員会会長に提言を行った医療と福祉の連携推進の実現にあたっては、石巻地区地域医療対策委員会及び当所が牽引役を担うこととなるが、提言を踏まえ自らが事業を実施するほか、関係機関の活動状況や石巻地域全体の取組状況の把握及びその情報をフィードバックしながら取組全体の評価について検討していく必要がある。

今後、石巻市、女川町で検討が始められている地域包括ケアシステムの構築に向けた取組が進むことになるものと思われるが、当所としても地域包括ケアシステムに関する情報収集・発信・普及啓発等を積極的に行うなど、市町、関係機関の取組を支援していくことが求められる。